

ダイワのファミリーサポートサービス取扱規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p><b>第6条 本サービスの概要</b>                      本サービスは、以下の2つのサービスから成り立っています。</p> <p>(1)「口座管理人」による「口座名義人」口座の管理サービス</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤「<u>口座名義人</u>」が<u>将来判断能力を喪失した場合、後見制度適用</u>までの間、「口座管理人」は第9条(4)に示す財産保全取引を行うことができます。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><b>第6条 本サービスの概要</b>                      本サービスは、以下の2つのサービスから成り立っています。</p> <p>(1)「口座管理人」による「口座名義人」口座の管理サービス</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>⑤「<u>口座名義人</u>」の<u>判断能力が不十分となった場合、「口座名義人」について後見、保佐若しくは補助開始の審判があるまで、又は、「口座名義人」が委任者となる任意後見契約の効力が生じるまでの間、「口座管理人」は第9条(4)に示す財産保全取引を行うことができます。</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p>
<p><b>第8条 口座管理人の義務</b>                      「口座管理人」は以下の義務を負います。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社への連絡</p> <p>「口座管理人」は、「<u>口座名義人</u>」が死亡した場合、「<u>口座名義人</u>」の判断能力が<u>喪失した</u>場合には、速やかに当社に連絡をするものとします。この連絡を行うことなく、その後「<u>口座管理人</u>」が行った取引についての責任は、「<u>口座管理人</u>」が負うものとします。</p>	<p><b>第8条 口座管理人の義務</b>                      「口座管理人」は以下の義務を負います。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 当社への連絡</p> <p>「<u>口座管理人</u>」は、「<u>口座名義人</u>」が死亡した場合、「<u>口座名義人</u>」の判断能力が<u>不十分となった場合、「口座名義人」について後見、保佐若しくは補助開始の審判があった場合、又は、「口座名義人」が委任者となる任意後見契約の効力が生じた場合には、速やかに当社に連絡をするものとします。</u></p> <p>この連絡を行うことなく、その後「<u>口座管理人</u>」が行った取引についての責任は、「<u>口座管理人</u>」が負うものとします。</p> <p><u>なお、当社は「<u>口座名義人</u>」に判断能力があることを、「<u>口座名義人</u>」に連絡する等の方法で確認させていただくことがあります。</u></p>
<p><b>第9条 口座管理人の権限</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 判断能力喪失時</p> <p>「<u>口座名義人</u>」が<u>判断能力を喪失した</u>との連絡を当社が受けてから、<u>成年後見制度における成年後見人の決定を受けるまでの間は、「口座管理人」は「口座名義人」のために、以下の財産保全取引を行うことができます。</u></p>	<p><b>第9条 口座管理人の権限</b></p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 判断能力が不十分となった場合</p> <p>「<u>口座名義人</u>」の<u>判断能力が不十分となった</u>との連絡を当社が受けてから、「<u>口座名義人</u>」について後見、保佐若しくは<u>補助開始の審判があるまで、又は、「口座名義人」が委任者となる任意後見契約の効力が生じるまでの間は、「口座管理人」は「口座名義人」のために、以下の財産保全取引を行うことができます。</u></p>

現行	改正
<p>＜財産保全取引＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国債券などの償還前売却取引</li> <li>・外貨建商品償還時の決済通貨の指示</li> <li>・公開買付応募（上場廃止条件）</li> <li>・株式等、権利処理に必要な判断</li> <li>・<u>金銭の口座名義人銀行口座又は郵貯口座への振込</u></li> <li>・口座名義人のために必要な売却出金（医療費、施設の費用等のためで、当社所定の上限額の範囲に限らせていただきます。）</li> <li>・その他、当社が資産保全に該当すると認められた取引</li> </ul> <p><u>なお、当社は「口座名義人」に判断能力があることを、「口座名義人」にご連絡する等の方法で確認させていただくことがあります。</u></p>	<p>＜財産保全取引＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国債券などの償還前売却取引</li> <li>・外貨建商品償還時の決済通貨の指示</li> <li>・公開買付応募（上場廃止条件）</li> <li>・株式等、権利処理に必要な判断</li> <li>・<u>(削除)</u></li> <li>・口座名義人のために必要な<u>商品売却及び振込</u>出金（医療費、施設の費用等のためで、当社所定の上限額の範囲に限らせていただきます。）</li> <li>・その他、当社が資産保全に該当すると認められた取引</li> </ul>
<p>第10条 サービス利用条件</p> <p>本サービスのご利用条件は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) (略)</li> <li>(2) (略)</li> <li>(3) 未成年、成年被後見人、被保佐人、<u>被補助人</u>については、本サービスをお申し込みいたしません。</li> <li>(4) (略)</li> <li>(5) (略)</li> </ol>	<p>第10条 サービス利用条件</p> <p>本サービスのご利用条件は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) (現行どおり)</li> <li>(2) (現行どおり)</li> <li>(3) 未成年、成年被後見人、被保佐人<u>若しくは被補助人</u>、又は効力を生じた任意後見契約の委任者であるお客様は、本サービスをお申し込みいただけません。</li> <li>(4) (現行どおり)</li> <li>(5) (現行どおり)</li> </ol>
<p>第15条 解約</p> <p>本サービスは、以下の場合に解約となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) (略)</li> <li>(2) (略)</li> <li>(3) 「口座名義人」又は「口座管理人」が成年被後見人、被保佐人、<u>被補助人</u>となった場合。</li> <li>(4) (略)</li> <li>(5) (略)</li> <li>(6) (略)</li> </ol>	<p>第15条 解約</p> <p>本サービスは、以下の場合に解約となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) (現行どおり)</li> <li>(2) (現行どおり)</li> <li>(3) 「口座名義人」又は「口座管理人」が成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人となった場合、<u>又は、「口座名義人」若しくは「口座管理人」を委任者とする任意後見契約の効力が生じた場合。</u></li> <li>(4) (現行どおり)</li> <li>(5) (現行どおり)</li> <li>(6) (現行どおり)</li> </ol>
<p>附則</p> <p>この取扱規定は、2021年1月18日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>附則</p> <p>この取扱規定は、2022年10月1日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>